一四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件　二〇　六

一五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件　二〇　七

一六　厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品の一部を改正する件　二〇　七

一七　健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件　二一　三

一八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件　二一　特7　一

一九　令和四年における毎月勤労統計調査の調査票の提出期限　二五　二

二〇　妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件　二五　三

二一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器の一部を改正する件　二八　九

二二　徴収則附則第七条第一項第一号の新型コロナウイルス感染症に係る調整率を定める件　三一　四

〇厚生労働省、農林水産省

一　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく事務所の所在地の変更の件　一九　五

二　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく認定業務規程の変更の認可の件　一九　六

〇農林水産省

一　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　四　六

二　出願公表後に名称変更がなされた件　四　七

三―保安林の指定をする件　四　八

九　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　六　一〇

一〇―保安林の指定をする件　七　三

一一―保安林の指定をする件　七　三

一四―保安林の指定を解除する件　七　四

一五―保安林の指定を解除する件　七　四

二二―保安林の指定施業要件を変更する件　七　四

二三―保安林の指定施業要件を変更する件　七　四

二九　保安林の指定を解除する件　一二　二

三〇―保安林の指定施業要件を変更する件　一二　二

三三―保安林の指定施業要件を変更する件　一二　二

四三　保安施設地区の指定をする件　一二　四

四四　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　一二　五

四六　特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びにしきりざめ（北大西洋海域）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一二　8　一〇

四七―保安林の指定をする件　一三　四

五五―〃　一四　六

六三―保安林の指定を解除する件　一四　七

七〇　令和四年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めた件　一四　七

七二　令和四年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件　一四　七

七三　肉用子牛の合理化目標価格を定めた件　一四　八

七四―保安林の指定をする件　一七　四

八五　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　一七　11　七九

八七　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一七　11　八四

八八―保安林の指定をする件　一八　三

九四　保安林の指定を解除する件　一八　四

九五　保安林の指定施業要件を変更する件　一八　四

九六　外国人漁業の規制に関する法律施行令第三条の規定に基づき、同条の農林水産大臣の指定する船舶を定める件の一部を改正する件　一八　12　一一

九八　農業協同組合法施行規則附則第一条の二の規定に基づく農林水産大臣の指定する農業協同組合連合会を定める件の一部を改正する告示　一八　12　二三